

随意契約（相手方指定）調書

件 名	令和 8 年度荒川区伝統工芸技術記録映像制作委託	№5200528
工（納）期	令和9年3月31日	
契約締結日	令和8年7月29日	
契約金額	3 , 2 6 7 , 0 0 0 円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社文化工房 (法人番号：2010401025923)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備 考		

契約事務取扱基準第9に基づく複数年契約について

	契約件名	契約相手方	相手方所在地	主管課による令和7年度履行状況確認	備考
1	令和8年度荒川区伝統工芸技術記録映像制作委託	株式会社 文化工房	港区	良好	第3年次

(参考) 契約事務取扱基準 - 第9 複数年契約の取扱い
債務負担行為または長期継続契約によらず、同一の業者と複数年度にわたる契約(以下「複数年契約」という。)を締結することのできる契約又は契約類型及びその際の手続き等は、次に定めるとおりとする。
対象案件

複数年契約を締結することができる契約又は契約類型は、次のとおりとする。

- 1) 広報ビデオ又は伝統工芸記録ビデオ等の制作契約に関する契約
- 2) 区報又は区報Jrの印刷製本若しくは制作委託に関する契約
- 3) 職員等の健康診断に関する業務委託契約

事務処理手順
複数年契約は、一度業者選定を行った後、複数年度にわたり、毎年度、相手方を指定した随意契約(以下「特命随契」という。)を締結することにより行う。その具体的な事務処理手順は、次に定めるとおりとする。

- 1) 上記 の1)から3)までの契約又は契約類型については、主管課において、荒川区提案評価方式業者選定要綱(平成18年8月10日18荒管経第520号)第1条に規定する提案評価方式(以下同じ。)により、複数年契約を前提とした業者選定を行うことを複数年契約の条件とする。ただし、提案評価方式によらない特別の理由があるときは、この限りではない。
- 2) 主管課は、当該契約に係る事案決定を行った上で、上記1)の業者選定の結果について、契約の継続希望期間とともに、部選定委員会に付議し、その承認を得て契約締結請求を行う。主管課において契約相手方を指定しない場合、部選定委員会への付議は不要とする。ただし、この際には、契約締結請求にあたり、契約相手方を指定しない理由を明示すること。
- 3) 複数年契約の可否は、その継続期間を含め、契約審査委員会(審査部会を含む。以下同じ。)において決定する。なお、継続期間は、長期継続契約の例にならい3年間又は5年間のいずれかとする。
- 4) 主管課は、契約締結後、当該契約に係る業務等の履行状況の把握、管理に努めなければならない。
- 5) 主管課は、次年度以降の契約締結請求にあたり、その前年度の履行状況の把握に基づき特命随契の可否を判断する。
- 6) 主管課は、次年度も継続すると決定したときは、事案決定を行ったうえで、特命随契による契約締結請求を行う。この際、部選定委員会への付議は、要しないものとする。
- 7) 経理課長は、複数年契約に係る第2年次以降の特命随契による契約締結請求に対し、継続することに問題がないと判断したときは、契約締結事務を実施するとともに、当該契約事務について契約審査委員会に報告する。また、継続すべきでないと判断したときは、この契約締結請求を返戻する。

留意事項
複数年契約は、その業務等の内容や性質から、一定期間にわたり同一の相手方と契約を取り交わすことがふさわしい案件を対象とするものである。しかし、対象案件は、いずれも債務負担行為の対象とはならず、かつ、地方自治法施行令や区条例等で定める長期継続契約の要件にも該当しない契約であり、複数年度にわたる契約を締結するための財政的又は法令等による裏付けを持たない。
複数年契約の適用にあたっては、この点に十分留意すること。

- 1) 庁内における取扱いの統一性を確保する観点から、適用対象を上記 に規定する契約又は契約類型に限定するものであり、本来の趣旨を外れた拡大適用は厳に慎むこと。
- 2) 提案評価方式等による業者選定を含め、業者との対応にあたっては、原則として、契約相手方に対し複数年契約を約する又は契約相手方に複数年契約を約すると受け取られるような取り扱いを避けること。